

第2表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別回線数

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 販売品目合計

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
都道府県																										
北海道	7,745																	7,745								
青森県		2,023																2,023								
岩手県			2,687															2,687								
宮城県				3,167														3,167								
秋田県					1,671													1,671								
山形県						1,590												1,590								
福島県							2,880											2,880								
茨城県								2,518										2,518								
栃木県									2,056									2,056								
群馬県										2,402								2,402								
埼玉県											6,156							6,156								
千葉県												5,238						5,238								
東京都													23,320					23,320								
神奈川県														8,829				8,829								
新潟県															3,289			3,289								
富山県																										
石川県																										
福井県																										
山梨県																1,820		1,820	1,901							
長野県																	2,955	2,955		3,242						
岐阜県																										
静岡県																										
愛知県																										
三重県																										
滋賀県																										
京都府																										
大阪府																										
兵庫県																										
奈良県																										
和歌山県																										
鳥取県																										
島根県																										
岡山県																										
広島県																										
山口県																										
徳島県																										
香川県																										
愛媛県																										
高知県																										
福岡県																										
佐賀県																										
長崎県																										
熊本県																										
大分県																										
宮崎県																										
鹿児島県																										
沖縄県																										
合計	7,745	2,023	2,687	3,167	1,671	1,590	2,880	2,518	2,056	2,402	6,156	5,238	23,320	8,829	3,289				1,820	2,955						

- 注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
4 品目ごとに別業とすること。
5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

令和7年3月31日現在

事業者名 東日本電信電話株式会社

[illegible]